

令和3年4月1日からの契約関連手続きの変更について（おしらせ）

平素から、防衛省・海上自衛隊に対する理解とご協力に感謝申し上げます。

さて、標記について関連規則が改正され、令和3年4月1日以降は以下の通り変更となりますことからご注意願います。

【主な変更点】

1 作成書類の押印省略の推進

下表に示す書類について、事業者の押印が省略可能となり、一部については電子メールでの提出も可能となります。（従来通り押印されても構いません。）

ただし、押印を省略されますと事業者の捺印に基づく官側での軽微な書類記載内容の修正が不可能となることから、提出された書類の修正や再提出を求める可能性がありますが、その場合は速やかなご対応をお願いします。

【押印の省略が可能な書類】

提出書類名	電子メール による提出	押印省略時の 記録用紙添付
同等品承認申請書	可	必要
入札・見積書	不可	必要 （「入札・見積書を郵送した場合の通知書」をご使用ください。）
請書	不可	必要
契約に関する変更届	可	必要
履行期限猶予申請書	可	必要
着手・終了届	可	否
撤去品（発生材）調書	可	否
前金払（概算払）について（依頼）	可	必要
前金払（概算払）申請書	可	必要
前金払等担保提出書	可	否
前金払等担保受領書	可	必要
常続的公示に対する新規参入申請書	可	否
コンプライアンス要求事項確認書	可	否
インセンティブ契約制度の適用を受け る契約への新規参入申請書	可	否

※契約書、変更契約書、請求書の押印省略は不可

押印省略に伴い、書類の様式が一部変更となっています。令和3年4月1日以降に提出する書類については新様式としてください。なお、新様式については海上自衛隊調達情報の佐世保地方総監部ホームページ内をご確認ください。

2 サプライチェーン・リスクへの対応に関する要求

防衛省では、カタログ品の調達に際しても「サプライチェーン・リスクへの対応に関する要求」を求めることとなりました。適用する品目は、個別の仕様書内に明記しますが、同等品承認申請書の確認には従来より時間を要することが見込まれるほか、リスクを排除できないと判断した場合は同等品承認申請を認めない場合があります。同等品承認申請書は、提出期限をご確認の上、十分余裕をもって提出していただくようお願いいたします。

なお、サプライチェーン・リスクへの対応に関する要求の細部については、令和3年4月1日以降、海上自衛隊調達情報の佐世保地方総監部ホームページ内に掲載予定の「入札及び契約心得」をご確認ください。

ご不明な点は、以下へお問い合わせください。

佐世保地方総監部（代表）：0956-23-7111

契約課 太田（内線：3254）